

活用・活動承認のガイドライン

1 動植物の持ち出し、持ち込み

原則認めません。ただし、次の例外の場合には相談に応じます。

（例外1） 萌芽更新、草刈等で発生する枝葉等の植物体の活用

- （認められる例） 萌芽更新作業により産出される幹の活用
落ち葉かきにより生産される腐葉土の活用
竹林管理のためのタケノコや竹材の活用
既存の果樹から産出される果実の活用

（例外2） 目標植生実現のための育苗、植樹等 保全計画に規定する目標植生実現のために、他に方法がない場合には植物持込や育苗を認めます。

- （認められる例） 水田生態系の維持保全のための耕作
裸地の植栽やドングリからの育苗

（例外3） 外来種や本来生息・生育しない動植物の除去等 ただし、鳥獣保護法などの法令の遵守が前提となります。

- （認められる例） アメリカザリガニ、ブルーギル、オオブタクサの除去等

（例外4） 増殖・繁殖の促進等 植生管理により在来生物が好む環境を創造し、その種の増殖を誘導することは認めます。

- （認められる例） 落ち葉堆肥場におけるカブトムシの増殖
水田形態の復元によるカエルの増殖
絶滅危惧種の保全のための同地域内における移植

2 写真撮影、ビデオ撮影等

自然環境を目的とするもので、保全地域の自然を損なわない範囲内で承認いたします。（様式提出不要） ただし、マスコミに関する場合は、事前相談が必要です。

3 イベント

非営利のもので、環境思想の育成に効果のあるものに限り精査の上認めます。参加費、資料作成や補足材料の購入が必要な場合の実費、あるいは講師を招聘した場合の受講料等の徴収は可能です。

4 構造物の設置について

保全計画、管理計画上に定めがない構造物、施設の設置については原則認めません。

(構造物、施設の例) ベンチ、テーブル、ロープ柵、フェンス、制札板、案内板、
巣箱、落葉だめなど(丸太などの発生材を加工せずに、ただ
積んでいるものは構造物、施設には含めません。)

ただし、計画上に定めがないものでも次のものは設置を認める場合があります。

- 通路際に設置する、現地発生材を使用して作成したベンチ
- 通路に設置する、現地発生材を使用して作成した土居木階段、土留め
- 動植物保護のために設置する、現地発生材、支給材を使用して作成したロープ柵

設置については、計画上に定めがある施設についても、事前に設置場所や設置時期、
構造などについて都に相談を行なってください。

都が認めた場合のみ設置できます。

5 火の使用

別紙1のとおり

6 副産物の取り扱い

別紙2のとおり

保全地域における火の取扱いについて

- 1 保全地域内の所有地及び使用貸借地においては、原則として火の使用を禁止する。
- 2 ただし、保全地域の自然的・社会的環境から判断して、保全活動において火の使用に妥当性が認められる場合には、条件を付したうえで特例として承認するものとする。

[条件]

- ① 安全対策のために必要かつ十分な措置を講ずること。
- ② 火を使用する前には、必ず消防署に届け出て承認を得ること。
- ③ 火の使用後は、確実に消火したことを確認すること。
- ④ 火の使用に際しては、現地に都の承認を得た活動である旨の表示をすること。

- 3 特例として認められる場合は、次の通りとする。

(1) 里山保全地域において、当該里山環境を保全するうえで火を使用することに合理性が認められ、かつ伝統的な里山管理の手法として認められる場合であり、当面、次の事例に限り承認する。

- ① 田んぼや農道等の草刈り等に伴い発生した草木竹を処理するために、田畑の中等で草木竹を焼却し、灰を田んぼの肥料として活用する。
- ② 保全地域内の樹林地管理に伴い発生した樹木等を活用して炭焼きを行う。
- ③ 里山の自然や生活文化等について理解を深めるために、現地で産出した米等の農産物を調理する。

(2) その他の保全地域においては、里山的環境を有すると認められる区域における上記と同様の場合に限り、承認する。

4 手続き

緑地保全活動の承認を受けたグループが、承認を受けた保全地域において火を使用しようとする場合は、使用日の1週間前までに別記様式により多摩環境事務所長宛に申請し、承認を受けなければならない。

別記様式

年 月 日

東京都多摩環境事務所長 殿

グループ名

住所

氏名

印

次のように保全地域内で火を取り扱いたいので、承認をお願いします。

保全地域名	
火を取り扱う日時	
火を取り扱う場所 (地図に表示すること)	
内容	
安全のための措置	
消防署へ届け出た日時	

上記の申請については、次の条件を付して承認する。

- ① 安全対策のために必要かつ十分な措置を講ずること。
- ② 火を使用する前には、必ず消防署に届け出て承認を得ること。
- ③ 火の使用後は、確実に消火したことを確認すること。
- ④ 火の使用に際しては、現地に都の承認を得た活動である旨の表示をすること。

平成 年 月 日

東京都多摩環境事務所長

殿

保全地域から産出する副産物の取扱いについて

- 1 保全地域から産出する副産物は、都民共有の財産であり、これを売却することはできない。
- 2 副産物とは、東京における自然の保護と回復に関する条例第20条に規定する保全事業又は「保全地域の活用に関する管理運営要領(平成17年3月10日付16環多自第1445号)」(以下「要領」という。)第1に規定する緑のボランティア活動等(以下「保全活動」という。)の実施に伴い産出する米その他の農産物、木材、炭、椎茸等の有価物をいう。
- 3 保全地域にある農地(所有地及び使用貸借地に限る。以下同じ)においては、当該保全地域の保全計画又は管理計画に基づき、都は農作物の作付けを承認することができる。
- 4 作付けすることができる農作物の作目は、当該保全地域の周辺農地で一般的に作付けされている作目のうち、保全計画の自然の保護と回復のための方針又は管理計画に適合するものでなければならない。
- 5 保全事業又は保全活動の実施に伴い産出した副産物は、公共的な用途に活用するものとし、保全地域周辺の公共的施設への配布や、公共的団体(保全活動グループを含む。)が実施する催し等で消費するものとする。
- 6 副産物の産出を伴う保全活動を行う者は、あらかじめその活用の用途を定め、配布先の確保又は消費の形を定めるものとする。副産物の活用内容及び消費形態は、要領第5の2に定める緑地保全年間活動計画に明記し、都の承認を受けるものとする。